

### 第3章 養護者による高齢者虐待への対応

#### 1 気付き（発見）

##### <ポイント>

- “あれっ”、“おやっ”と感じたらまず相談。
- 一人で問題を抱え込まずに相談等窓口につなぎます。
- 高齢者虐待に関する相談窓口は、「増毛町地域包括支援センター（福祉厚生課）」です。

##### （1）虐待の発見、疑い、通報

○高齢者虐待は身近に起こりうる問題です。高齢者を取り巻く人々が虐待に気づき、深刻な状態になる前に相談や支援につなげることが大切です。虐待をしている養護者が虐待と自覚していない場合や虐待を受けている高齢者が養護者をかばって知られないようにする場合があります。

○保健・医療・福祉などの関係者で、職務上、高齢者虐待を発見しやすい立場にある者は、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。（法第5条）

○養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、その高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに、これを市町村に通報しなければなりません。また、重大な危険が生じているか定かではないが虐待を受けていると思われる高齢者を発見した場合にも、速やかに通報するよう努めなければなりません。（法第7条）

○通報又は届出を受けた場合、その通報を受けた職員は、その職務上知りえた事項であって、当該通報又は届出をした者を特定させる情報等を漏らしてはならないこととされています。（法第8条）

高齢者や養護者・家族等に虐待が疑われるサインがみられる場合には、積極的に相談に乗って問題を理解するとともに、相談を受けた人は一人で問題を抱え込まずに相談等窓口につなぐようにしましょう。相談者の秘密は守られ、また、相談内容が他に漏らされることはありません。

#### 【増毛町の高齢者虐待に関する相談窓口】

##### 増毛町地域包括支援センター

（迷っている時でも遠慮なくご連絡ください。）

電話（平日日中） 0164-53-3111  
（休日・夜間専用） 0164-53-2336

※休日・夜間は明和園当直につながりますので「緊急で相談がある」と伝えてください。

## 2 対応（初動期対応と見極め）

### <ポイント>

- 高齢者虐待が疑われる場合は、関係者による協議（受理会議①）を行ない、事実確認と、緊急性の判断を直ちに行います。
- 対応及び支援内容については、「高齢者虐待防止ケア会議（ケア会議）」を開催して検討します。
- 緊急性が低い場合は、介護サービス利用の説得や地域での継続した見守りの体制を確保します。

### （1）相談等受付（情報収集）

地域包括支援センターが通報を受けた場合、関係機関とともに被虐待者の状況、養護者の情報など可能な限り詳細な情報について把握し、**虐待相談受付票（別記様式1）**に記載の上、地域包括支援センター長（増毛町福祉厚生課長）に報告します。

※ 必要に応じて、介護サービス等の関係機関とも連携を図りながら実施します。

### （2）受理会議①

相談・通報を受けた際は虐待相談受付票を作成するとともに速やかに受理会議を開催し、相談・通報内容の確認・事実確認の方法等を検討します。

### （3）事実確認

受理会議で検討した方針に基づき、高齢者の安全や緊急性を確認するための調査を行います。速やかに家庭訪問などを行い、高齢者の安全確認、事実確認を行います。（法第9条）

### 【事実確認を行う際の留意事項】

#### (1)可能な限り訪問して確認を行う。

- ・ 高齢者訪問など、受け入れやすい何らかの理由を明示した上で介入を試みる。
- ・ 虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する。
- ・ 一方的に虐待者を悪と決めつけず、先入観を持たずに対応する。
- ・ 介護負担の軽減を図るプランをイメージして対応する。

#### (2)事前に収集した情報、**高齢者虐待リスクアセスメントシート（別記様式2）**等に基づいて確認を行う。

- ・ 養護者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
- ・ 関係者から広く情報を収集する（家の状況、居室内の状況、本人の様子など）

### （4）受理会議②

事実確認の結果に基づいて、高齢者虐待の事例としての対応が必要か否か、緊急的な介入及び支援が必要か否か、当面の方針について判断します。その際には高齢者虐待リスクアセスメントシート等を活用します。解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断します。

(5) 緊急性の確認・判断

○ 緊急性が高いと判断できる状況

(出典：「厚生労働省マニュアル」)

| 区分                                     | 具体的な状況   |
|--|--|
| ①生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される。        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨折、頭蓋内出血、重度のやけどなど深刻な身体的外傷</li> <li>・極端な栄養不良、脱水状況</li> <li>・「うめき声が聞こえる」など深刻な状況が予測される情報</li> <li>・器物（刃物、食器など）を使った暴力もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される。</li> </ul> |
| ②本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、もしくはその恐れがある。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている。</li> <li>・家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている。</li> </ul>   |
| ③虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない。               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待が恒常化して行われているが、虐待者の自覚や改善意欲がみられない。</li> <li>・虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない。</li> </ul>  |
| ④高齢者本人が保護等を求めている。                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者本人が明確に保護・援助等を求めている。</li> </ul>  |

(6) 支援に関する連携・協力

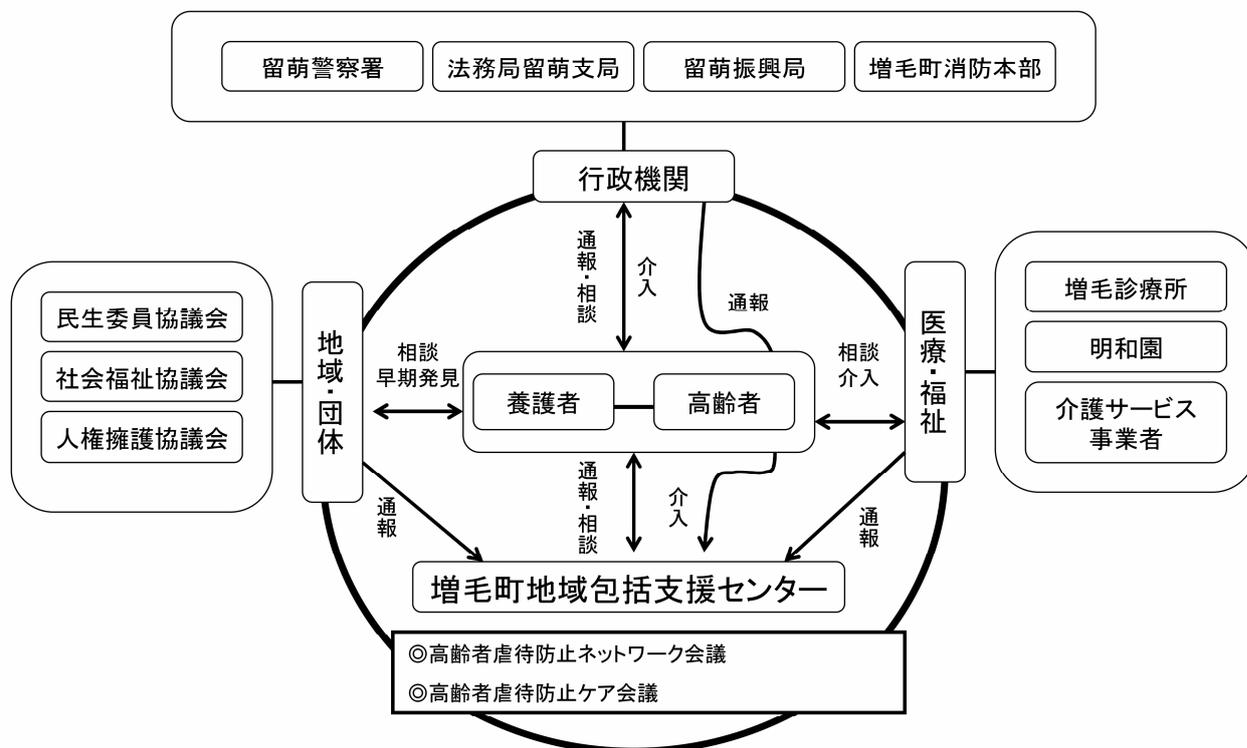
高齢者虐待防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、外部の関係機関や団体との連携・協力体制を整備する必要があります。

増毛町では、それぞれの専門性や職掌分野により役割が異なる関係機関や団体を構成員とした「高齢者虐待防止ケア会議」及び「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置します。

(法第16条関係、「増毛町高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱」別紙1)

|      | 高齢者虐待防止ネットワーク会議  | 高齢者虐待防止ケア会議<br>(ケア会議)   |
|------|--|---|
| 役割   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携・協力・情報交換</li> <li>・ケア会議が円滑に行われる環境づくり</li> <li>・高齢者虐待防止システムの検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待の相談・通報への対応方法の検討</li> <li>・高齢者虐待に対して支援方針・方法の検討</li> <li>・高齢者虐待防止に関することの調整・検討</li> </ul> |
| 参加者  | 関係機関の代表者   | 関係機関の担当者  |
| 開催頻度 | 年1～2回  | 必要に応じて  |

## 増毛町高齢者虐待防止ネットワーク会議体系



### (7) ケア会議の開催

情報収集・事実確認の結果をもとに、関係機関のメンバーを招集し、ケア会議を開催します。ケア会議では、個別の虐待事例に対する支援方針、支援内容、各機関の役割、関係機関の連絡体制等について協議し、高齢者虐待対応の中心的な判断を行います。速やかな参集のもとで開催することが望ましいですが、状況に応じて電話等を利用するなど柔軟な会議の持ち方も必要になると考えられます。

#### 【参加メンバーによる協議事項】

・ 援助方針の協議、・ 支援内容の協議、関係機関の役割の明確化、主担当者の決定、連絡体制の確認等

以後は、ケア会議にて決定した支援方針に基づいて、連携して支援にあたります。

### 3 介入・援助

#### (1) 介入拒否がある場合

必要なサービスの利用につながるまでは地域の方などと連携し定期的な見守りや状態把握を続け、状況の変化にも迅速に対応できるような体制を整えます。

##### ① 立入調査

虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるときは、地域包括支援センターの職員やその他の高齢者福祉に関する事務に従事している職員により、当該高齢者の住所又は居所への立入調査を行うことができます。

その際、高齢者の生命・身体の安全を確保するために、必要に応じて、高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に援助を求めるものとします。(法第11条及び12条)

##### ② 立入調査の制限、限界

立入調査の際は、施錠してドアを開けない場合に鍵やドアを壊してまで立ち入ることが出来るとは解されていません。それでは目的を達成できない場合には、警察との連携により警察官の同行を要請し、警察官職務執行法の発動を活用する場合があります。

### 4 モニタリング及びフォローアップ

#### <ポイント>

- 一定期間後に援助方針が適切であったか、支援が適切に行われたかを検討します。

#### (1) 関係者による支援(対応)の点検

- ① 一定期間後に、虐待状況等を把握するとともに、必要に応じて「高齢者虐待防止ケア会議」を開催します。
- ② 虐待が継続している事例については、援助方針の変更等により新たな支援を継続していきます。
- ③ 終結の判断は、高齢者虐待防止ケア会議で検討の上、高齢者虐待防止ネットワーク会議においておこないます。
- ④ モニタリングにおいては、虐待問題が軽減しているケースにおいても、被虐待者及び虐待者の生活状況等を確認します。
- ⑤ 終結の有無に関わらず、これまで対応してきたケースにつき「高齢者虐待防止ネットワーク会議」で事例報告を行ったり、対応について検討したりしながらケースを振り返ることで、対応への知識や技術を蓄積していきます。

## 5 関係する諸制度

### <ポイント>

○ 認知症高齢者など判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、養護者からの経済的虐待 又は悪質商法などの被害にあわないようにするためのしくみとして「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）」があります。

#### （１）成年後見制度

「成年後見制度」は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人等が、本人の財産管理や福祉サービスの利用契約締結などの身上監護を行い、保護・支援する制度です。認知症などで判断ができない場合、親族の申立てによる成年後見制度を活用することが望ましいと考えます。

##### ■利用方法

申立は原則的に、本人の居住地を管轄する家庭裁判所に対して、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長等が行います。なお親族がいない場合や親族がいても申立てを行わない場合は、市町村申立てによる後見人等を選任し、本人の保護、支援等を図る場合があります。

##### ■問合せ先

増毛町地域包括支援センター、旭川家庭裁判所留萌支部、弁護士事務所等

#### （２）日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

「日常生活自立支援事業」は、判断能力が十分でない認知症高齢者や障害者等の権利を守ることを目的とした事業です。認知症高齢者や障害者等の判断能力が不十分な人に対して、日常的な金銭管理、福祉サービスの利用支援（相談、手続きなど）、通帳・証書等の預かりなどの援助を提供します。

##### ■対象者

介護サービスの利用や利用料の支払い、日常的な金銭管理などについて、適切に行うことに不安がある方です。ただし、日常生活自立支援事業の契約や支援内容について、理解が出来ることが条件となります。

##### ■利用方法

北海道社会福祉協議会留萌地区支部に相談し、契約締結能力の有無や支援の必要性を審査した上で、利用契約を締結します。

##### ■問い合わせ先

増毛町地域包括支援センター、北海道社会福祉協議会留萌地区支部、増毛町社会福祉協議会